

議案第 5 号

成田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するについて

成田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 8 月 30 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

成田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第2 1 市長の項特定個人情報の欄及び5 市長の項事務の欄並びに別表第3 1 市長の項事務の欄中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

成田市児童ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正するについ
て

成田市児童ホームの設置及び管理に関する条例（平成 1 0 年条例第 9 号）の
一部を次のように改正する。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市児童ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

成田市児童ホームの設置及び管理に関する条例（平成10年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条の表成田市平成児童ホームの項定員の欄中「50人」を「40人」に改め、同表成田市平成第二児童ホームの項定員の欄中「30人」を「40人」に改め、同表中成田市平成第二児童ホームの項の次に次のように加える。

成田市平成第三児童ホーム	成田市江弁須617番地2	40人
--------------	--------------	-----

第3条の表中成田市本城第二児童ホームの項の次に次のように加える。

成田市本城第三児童ホーム	成田市本城178番地1	40人
--------------	-------------	-----

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第3条の表成田市平成児童ホームの項定員の欄及び成田市平成第二児童ホームの項定員の欄の改正規定並びに同表中成田市平成第二児童ホームの項の次に1項を加える改正規定 公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日

(3) 第3条の表中成田市本城第二児童ホームの項の次に1項を加える改正規定 令和7年4月1日

（準備行為）

- 2 市長は、前項第2号又は第3号に掲げる規定の施行の日前においても、成田市児童ホームの設置及び管理に関する条例第8条の許可その他の手続に関し必要な準備行為をすることができる。

議案第 7 号

成田市国民健康保険条例の一部を改正するについて

成田市国民健康保険条例（昭和 3 4 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

成田市国民健康保険条例（昭和 3 4 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条中「第 9 項」を「第 5 項」に，「，若しくは」を「，又は」に改め，「又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じないとき」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 2 6 0 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については，なお従前の例による。

議案第 8 号

成田市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止するについて

成田市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成 2 4 年条例第 5 9 号）
を次のように廃止する。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

成田市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成24年条例第59号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年2月22日から施行する。
（成田市印鑑条例の一部改正）
- 2 成田市印鑑条例（昭和51年条例第25号）の一部を次のように改正する。
第15条第3項中「（成田市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成24年条例第59号。以下「住基カード条例」という。）第4条に規定する利用対象者を除く。）」を削る。

議案第 9 号

成田市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例
の一部を改正するについて

成田市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成 24 年条例第 69 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 8 月 30 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例
の一部を改正する条例

成田市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成24年条例第69号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「）の」を「）において」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第2号中「の土木工学科又はこれ」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第3号中「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第8号中「水道に」を「水道等に」に改め、「有するもの」の次に「（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」を加え、同号を同項第10号とし、同項第7号中「若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「から第6号まで」に改め、「若しくは学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第9号とし、同項第6号中「あつては1年」を「あつては2年」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に改め、「もの」の次に「（第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」を加え、同号を同項第8号とし、同項第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）

2 簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、前項第１号中「３年以上水道，工業用水道，下水道，道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第２号中「４年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第３号中「５年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（２年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「２年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第４号中「６年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第５号中「７年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第６号中「８年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（４年以上水道に関する技術上の実務に従事した

経験を有する者に限る。）」とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第7号中「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第8号中「2年以上、第2号の卒業者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」とあるのは「1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」と、同項第9号中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第10号中「1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」とあるのは「6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」と、同項第11号中「3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」と読み替えるものとする。

第5条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第5条第1項第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目を」を「課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同項第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、

同項第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、同項に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第5条第2項中「1, 000立方メートル」を「10, 000立方メートル」に、「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」を「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」に改め、「2分の1以上」との次に「同項第7号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、改正後の第4条第1項第10号及び第5条第1項第7号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

議案第10号

橋梁^{りょう}上部工事（西三里塚大清水線）請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結する。

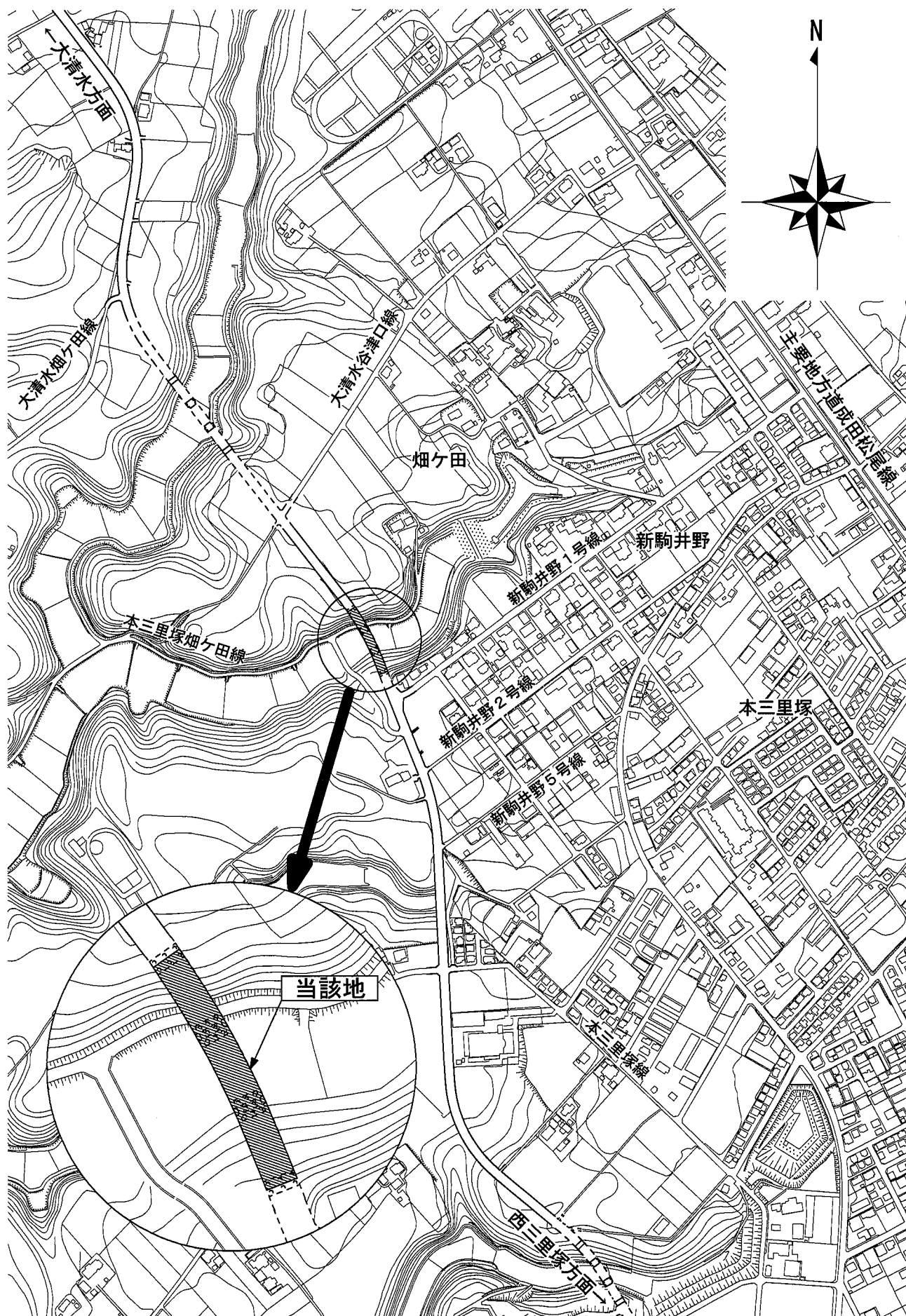
令和6年8月30日提出

成田市長 小 泉 一 成

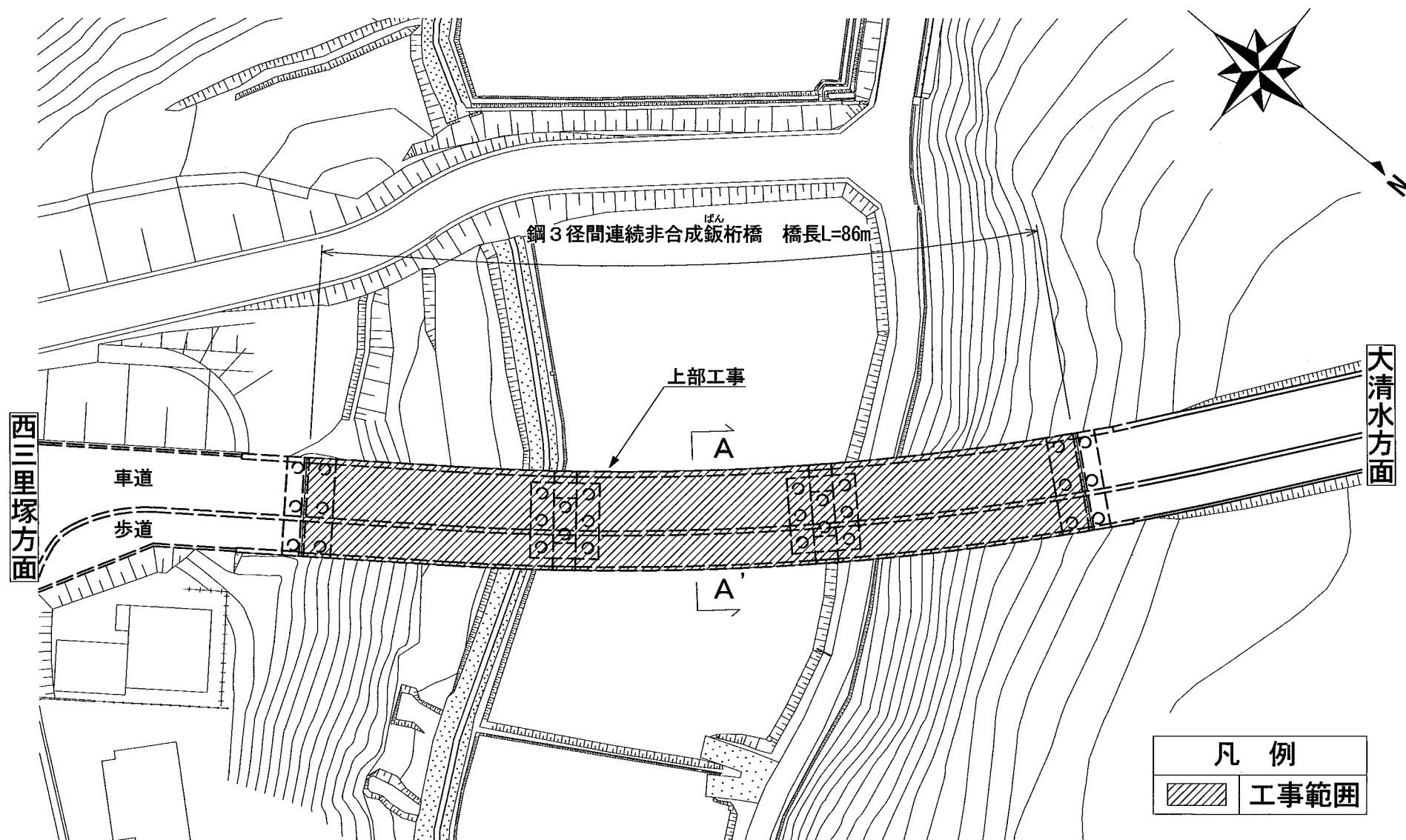
記

- 1 契約の目的 橋梁^{りょう}上部工事（西三里塚大清水線）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契 約 金 361,889,000円
- 4 契約の相手方 東京都中央区日本橋大伝馬町3番2号
高田機工株式会社 東京本社
執行役員 営業本部長 前 田 豊

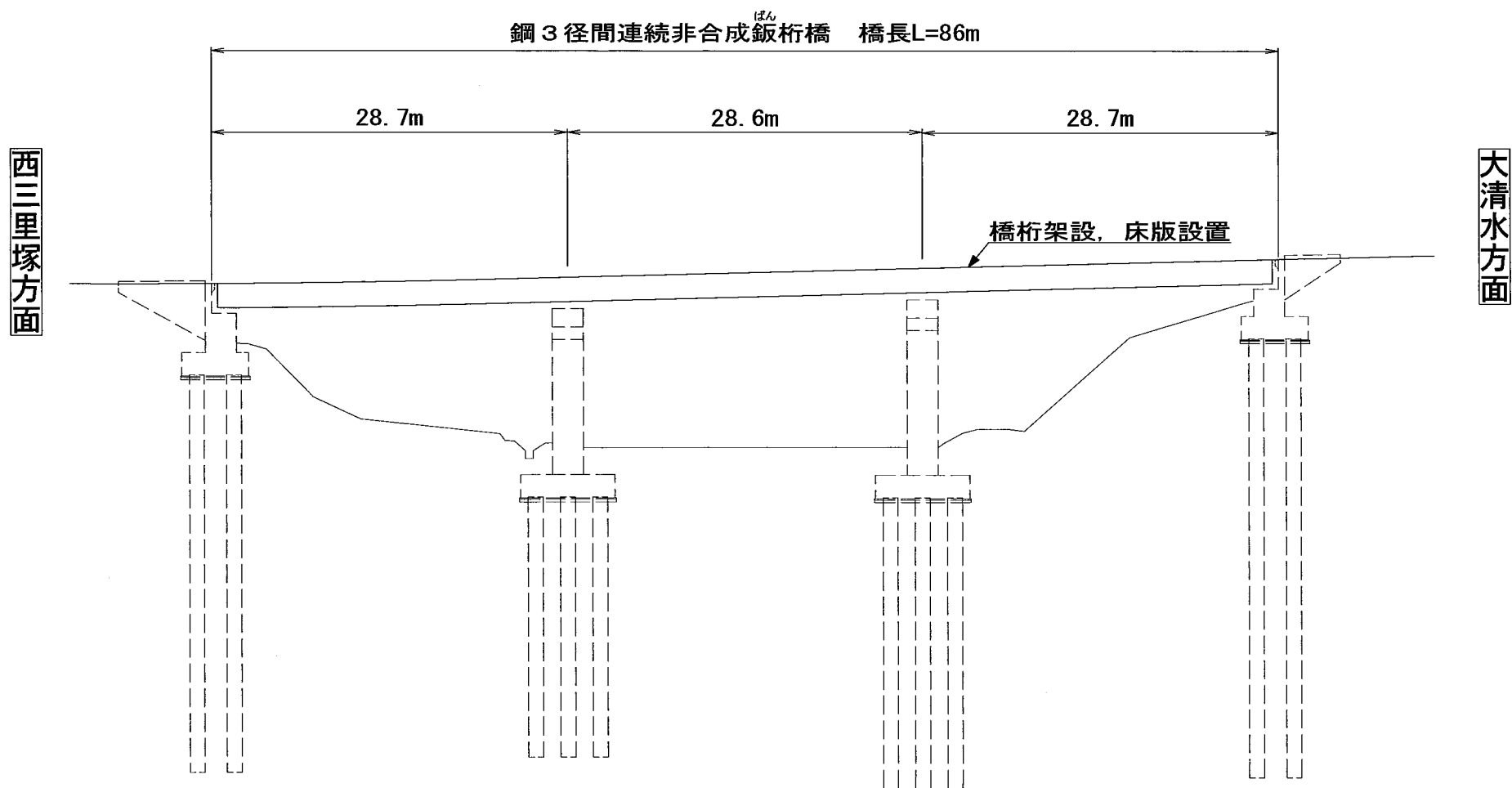
位置図



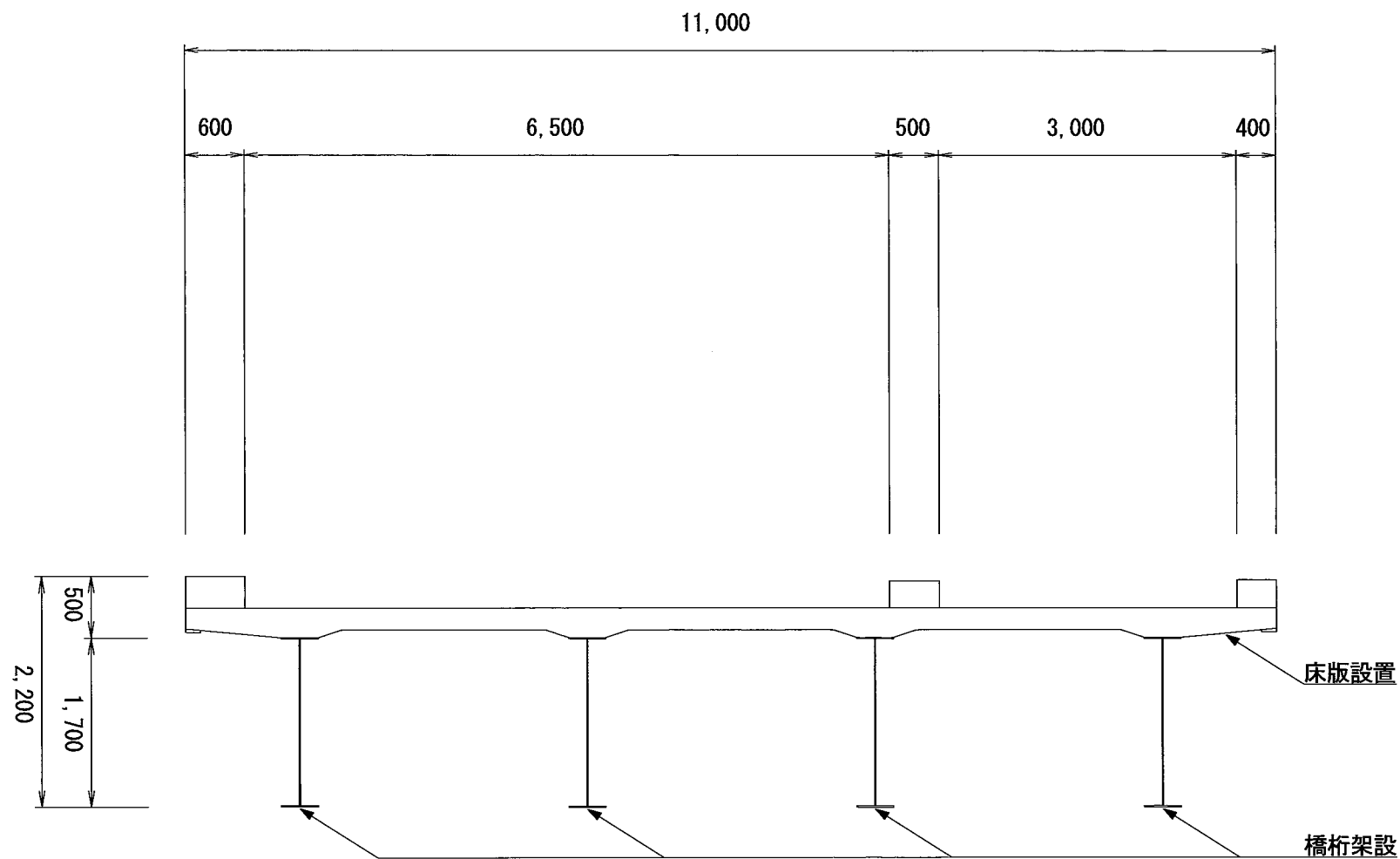
平面図



側 面 図



A - A' 断面図



単位:mm

議案第 11 号

橋梁^{りょう}修繕工事（大山 1 号橋・大山 2 号橋）請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結する。

令和 6 年 8 月 30 日提出

成田市長 小 泉 一 成

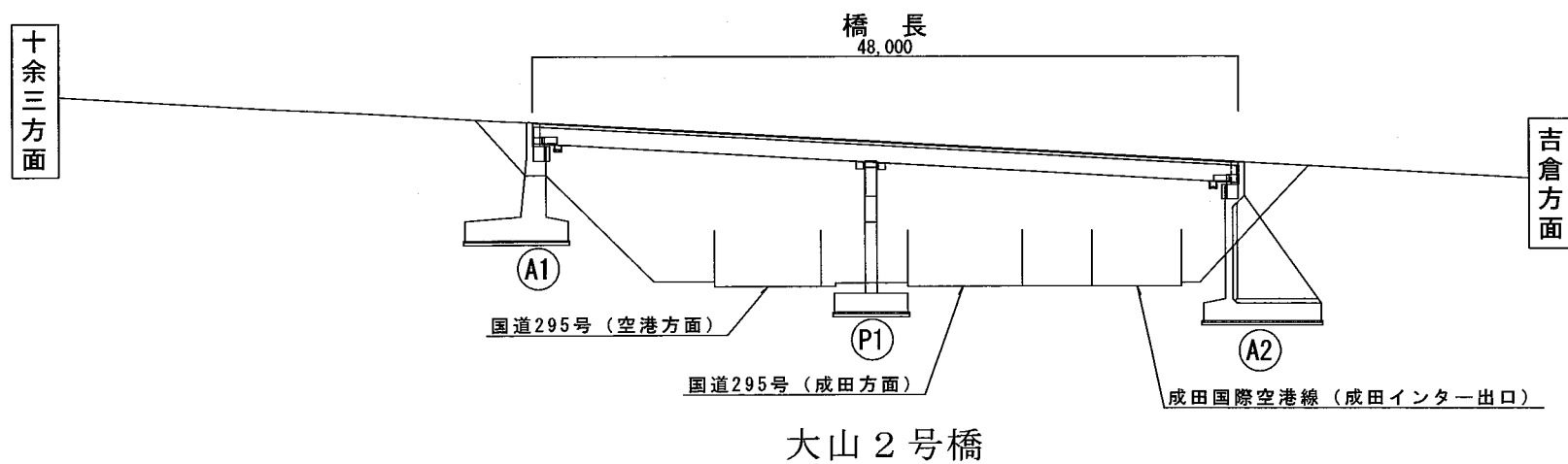
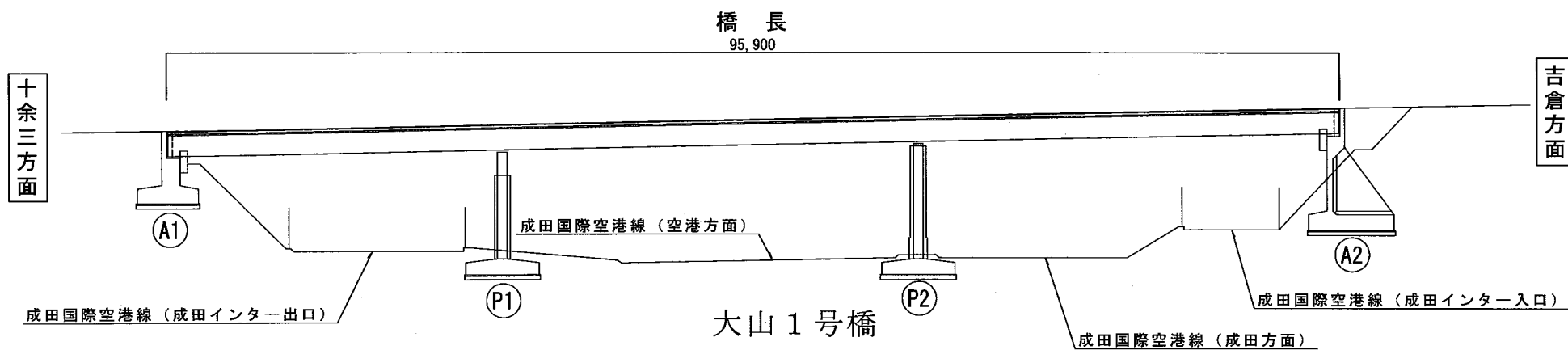
記

- 1 契約の目的 橋梁^{りょう}修繕工事（大山 1 号橋・大山 2 号橋）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契 約 金 391,270,000 円
- 4 契約の相手方 千葉県成田市吉倉 150 番地の 18
東邦建設株式会社
代表取締役 宮 村 亮 祐

位置図

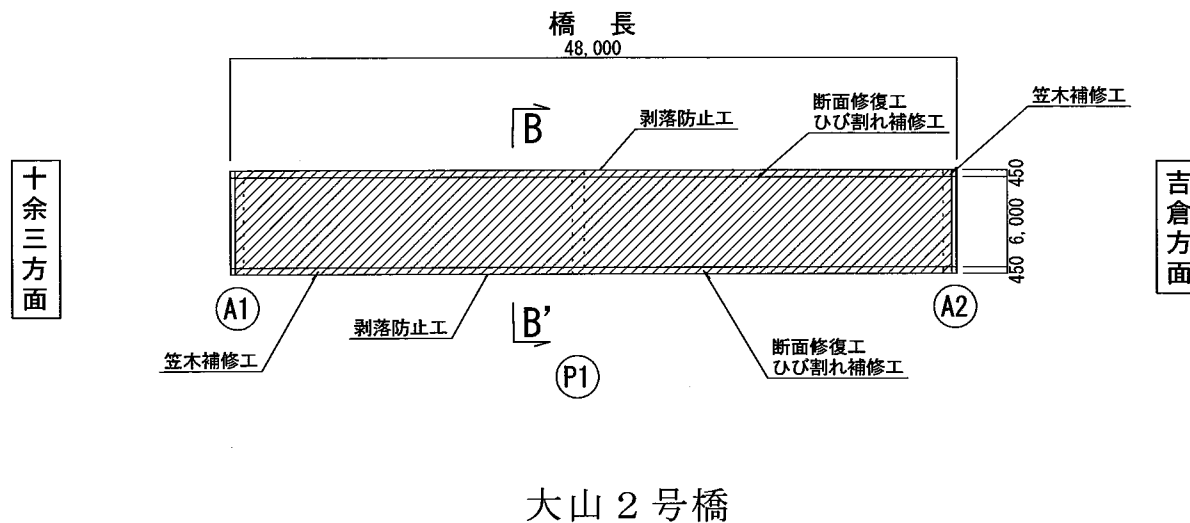
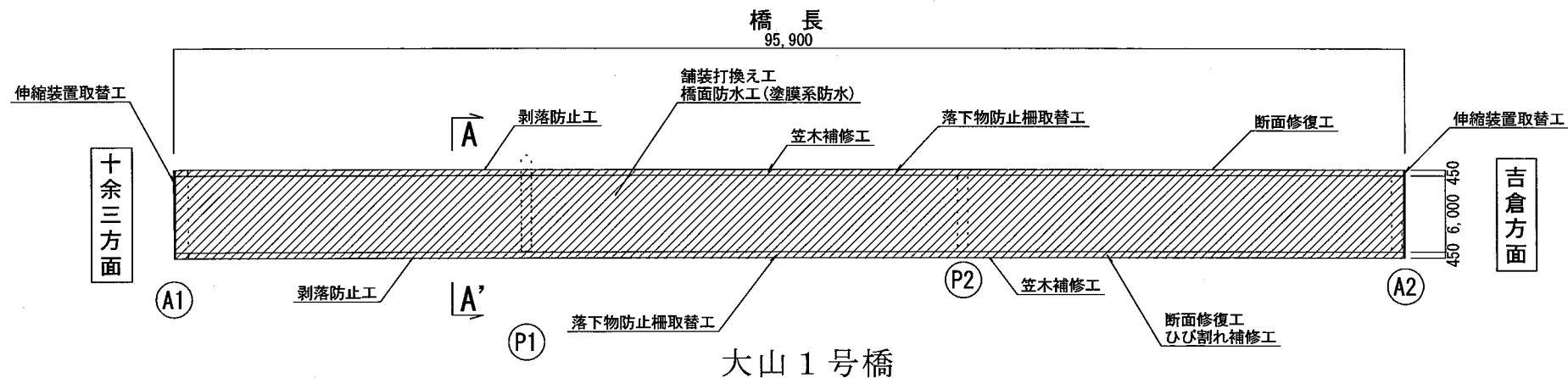


側 面 図



単位：mm

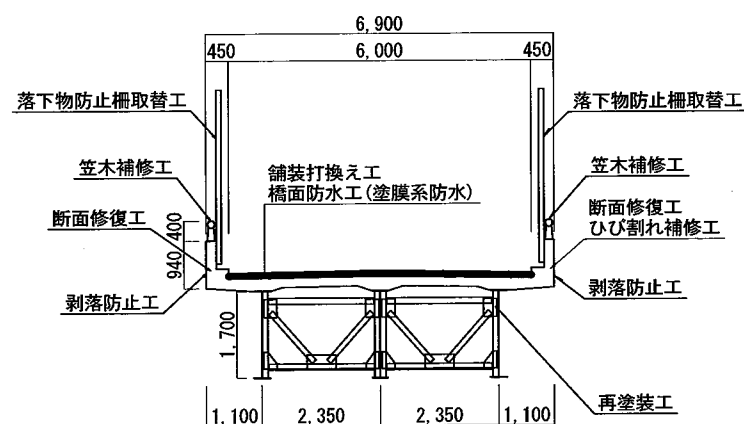
平面図



単位：mm

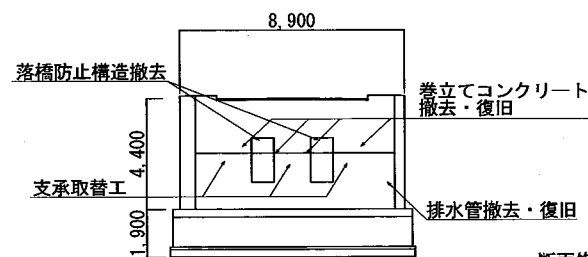
凡	例
	工事範囲

断面図 (大山1号橋)

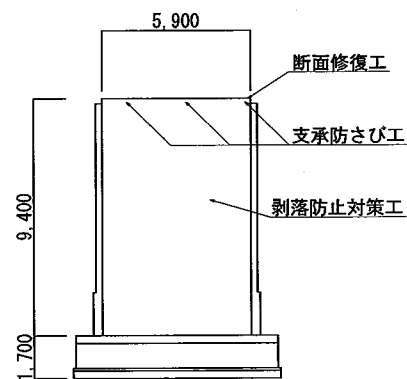


A-A' 断面

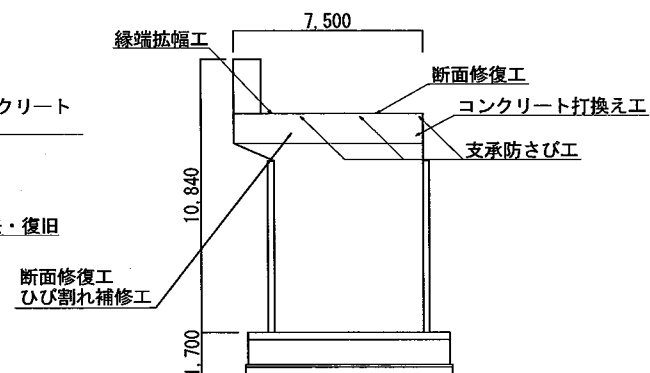
上部工断面図



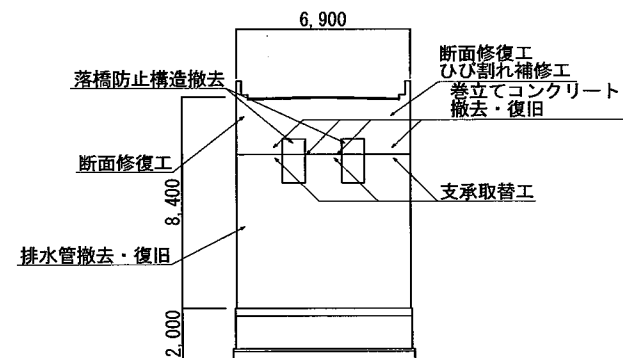
A1橋台



P2橋脚



P1橋脚

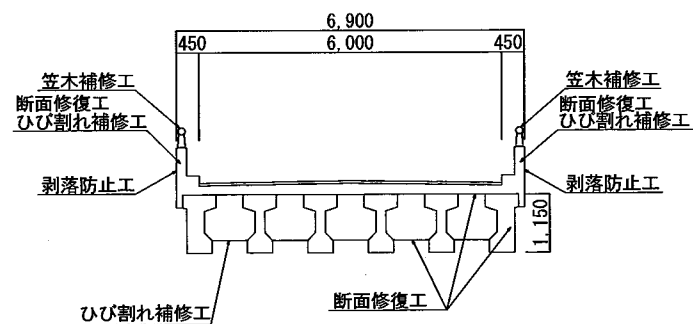


A2橋台

下部工断面図

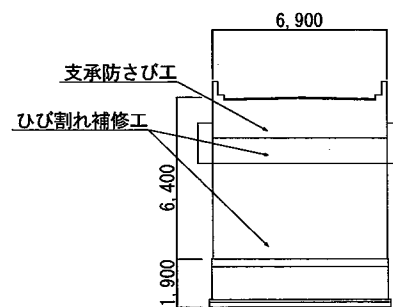
単位 : mm

断面図 (大山2号橋)

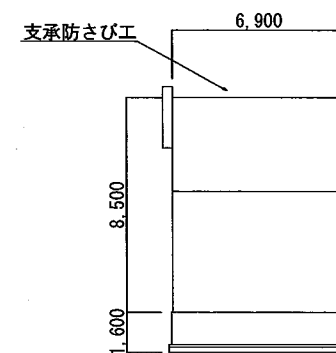


B-B' 断面

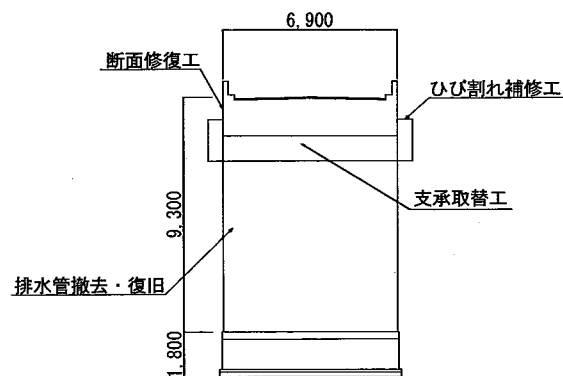
上部工断面図



A1橋台



P1橋脚



A2橋台

下部工断面図

単位 : mm

議案第12号

成田市学校給食センター建設工事（建築工事）請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結する。

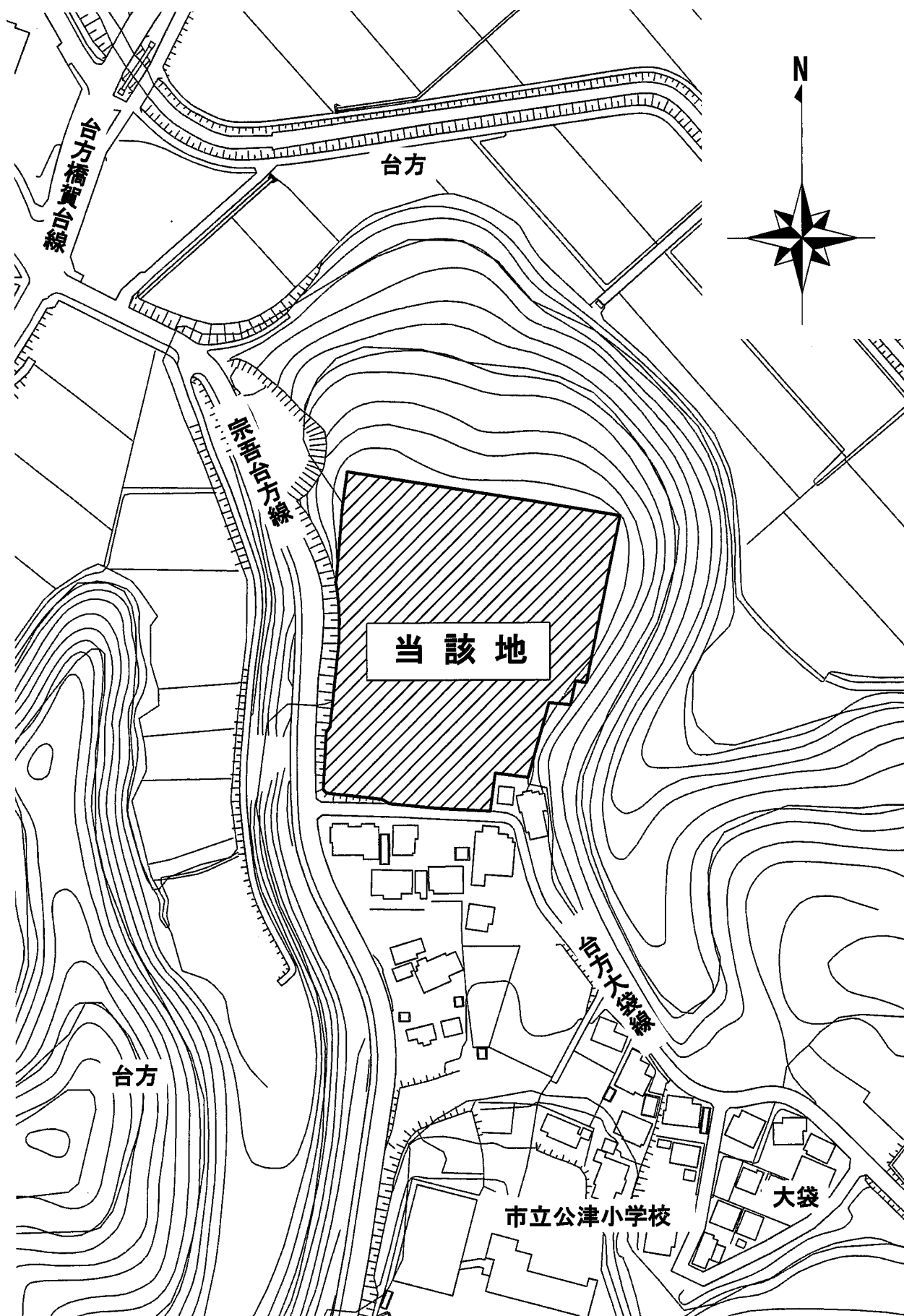
令和6年8月30日提出

成田市長 小 泉 一 成

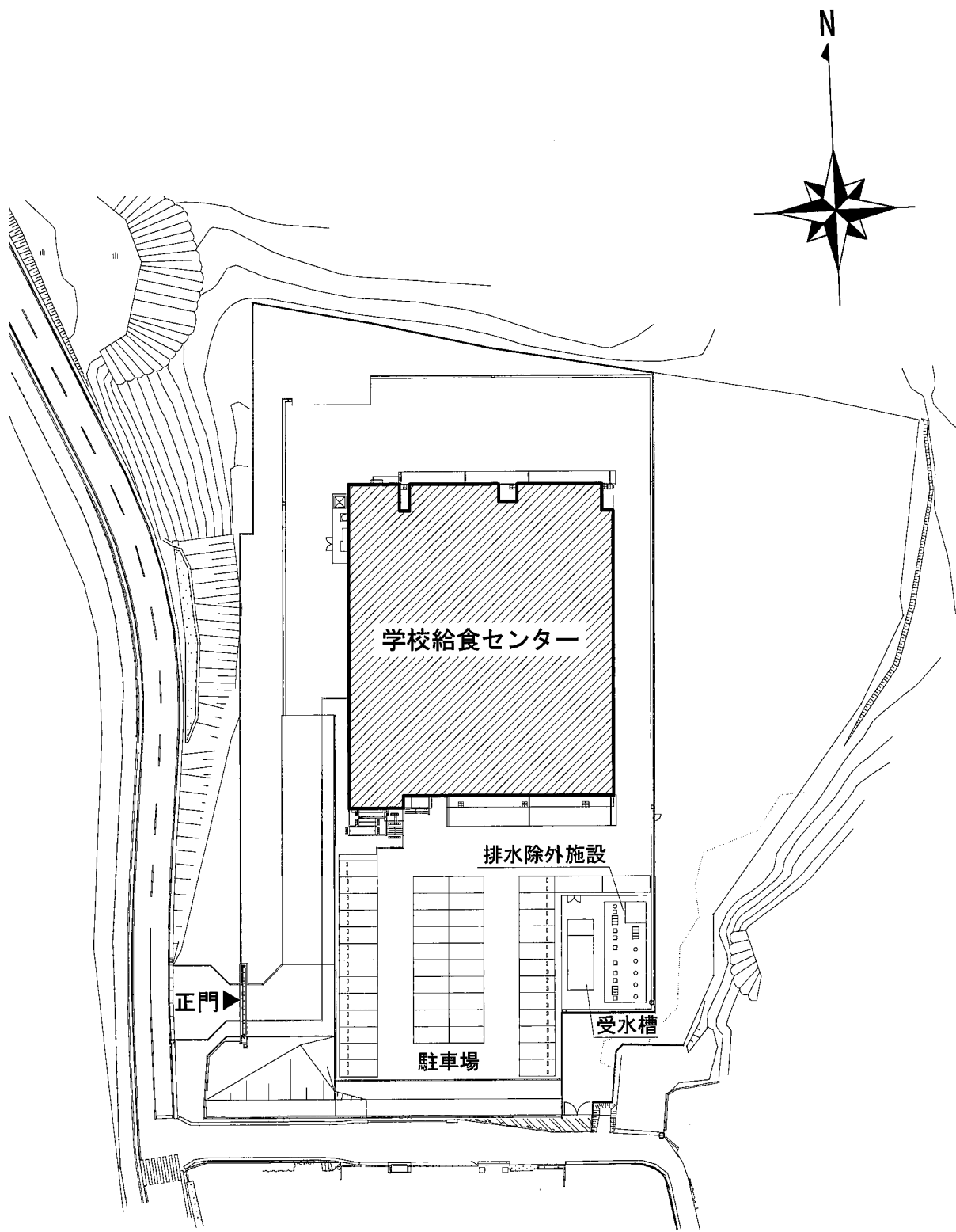
記

- 1 契約の目的 成田市学校給食センター建設工事（建築工事）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金 1,027,070,000円
- 4 契約の相手方 常総・ナリコー特定建設工事共同企業体
代表者
千葉県成田市江弁須大道通り492番地2
常総開発工業株式会社 成田営業所
所長 菅 原 修 二

位置図

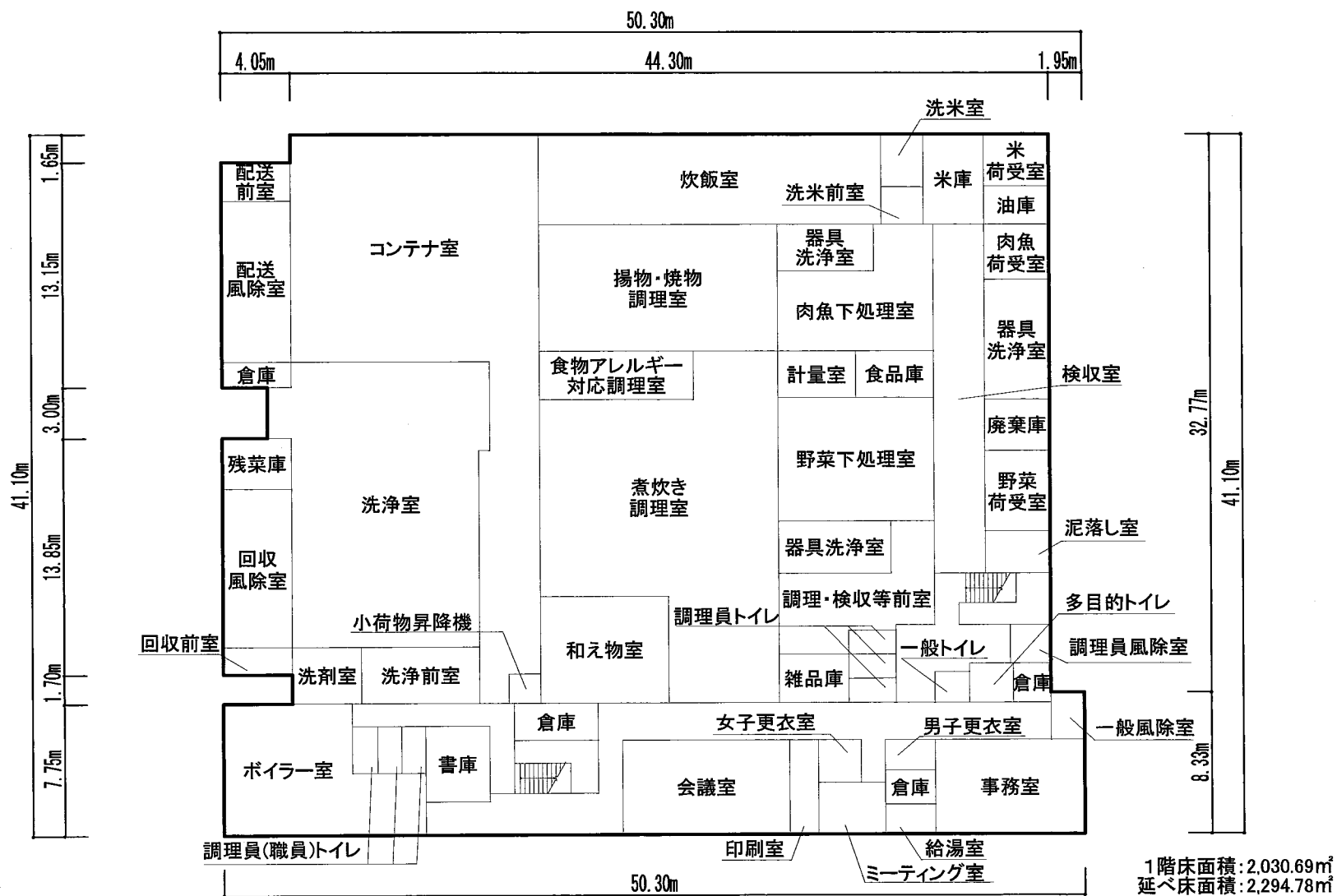


配 置 図

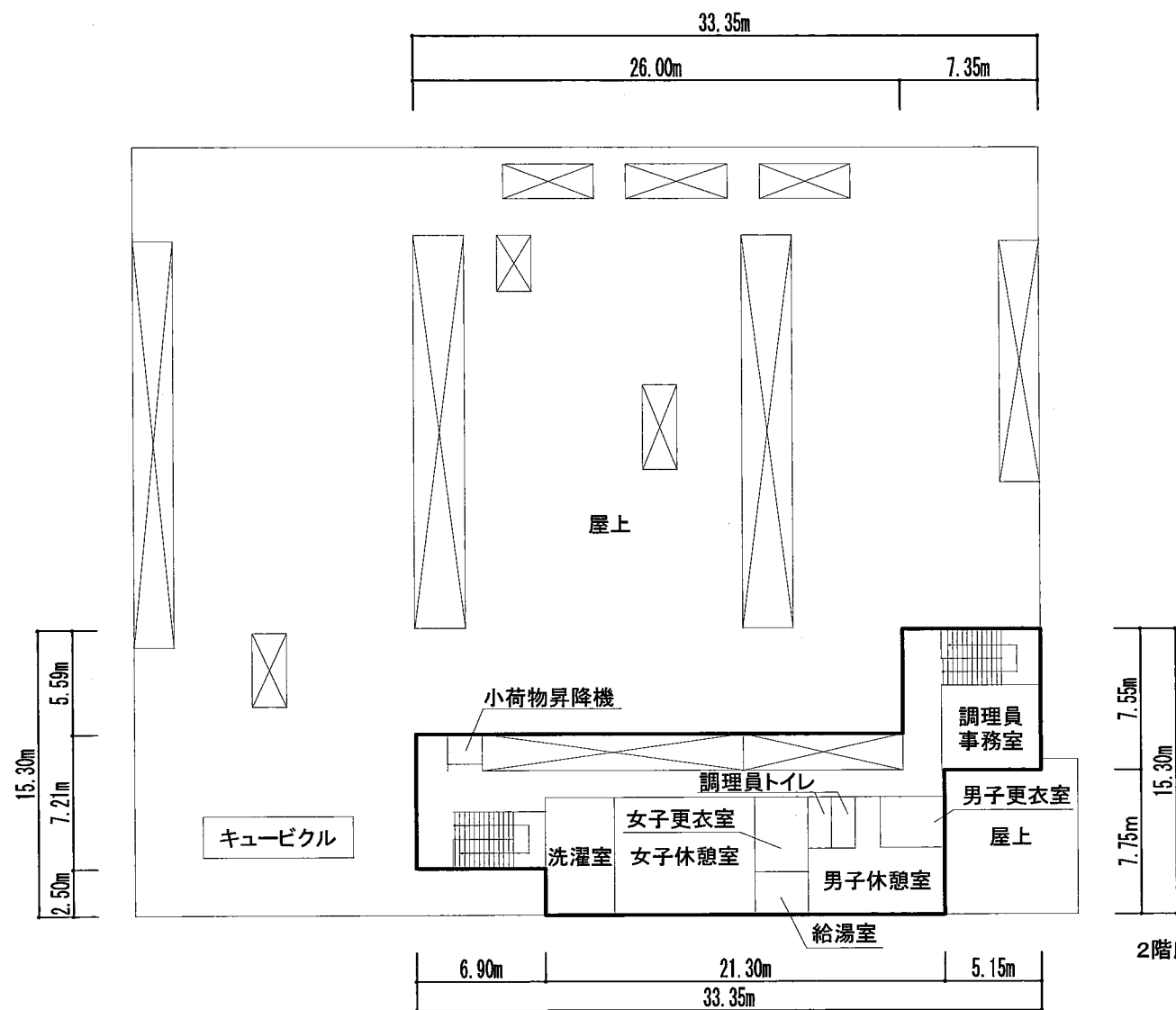


凡 例	
	工事建物

平 面 図 (1 階)



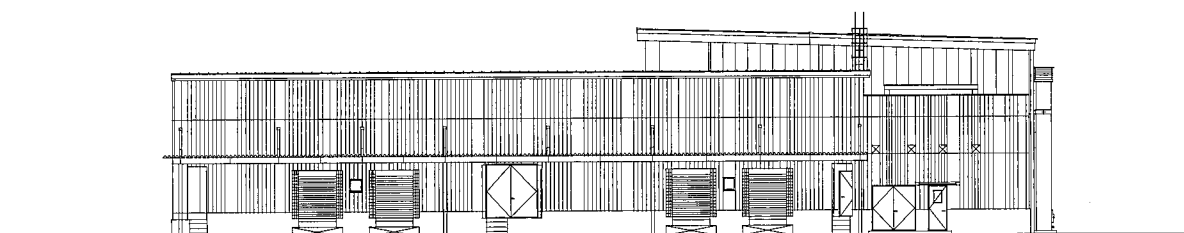
平面図(2階)



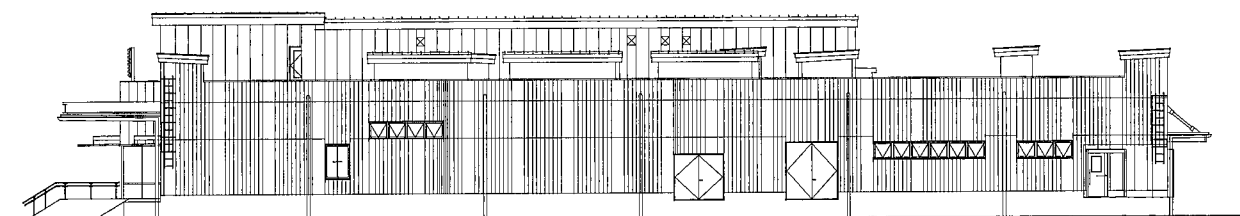
2階床面積: 264.09㎡



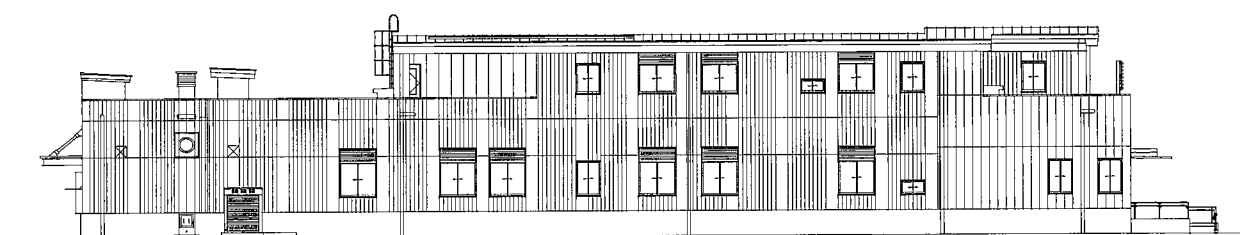
南側立面図



北側立面図



東側立面図



西側立面図

議案第13号

成田市学校給食センター建設工事（電気設備工事）請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結する。

令和6年8月30日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 契約の目的 成田市学校給食センター建設工事（電気設備工事）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契 約 金 466,950,000円
- 4 契約の相手方 小峯・誠光特定建設工事共同企業体
代表者
千葉県成田市並木町21番19
小峯電業株式会社 成田支店
成田支店長 大 友 龍 平

議案第14号

成田市学校給食センター建設工事（機械設備工事）請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結する。

令和6年8月30日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 契約の目的 成田市学校給食センター建設工事（機械設備工事）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契 約 金 764,500,000円
- 4 契約の相手方 ヤマト・三和特定建設工事共同企業体
代表者
千葉県千葉市中央区末広四丁目8番4号
株式会社ヤマト 千葉支店
支店長 中 村 孝 彦

議案第15号

橋梁^{りょう}下部工事（西三里塚大清水線）2工区請負契約の変更について

下記のとおり契約を変更する。

令和6年8月30日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 契 約 金 152,894,500円
- 2 変更のための増額 12,046,100円
- 3 変更後の契約金 164,940,600円
- 4 変 更 の 理 由 建設工事請負契約書の規定による賃金等の急激な変動が生じたこと、機械設置に必要な地盤強度が得られなかったことにより地盤改良工を実施する必要性が生じたこと等に伴う増額のため

議案第15号資料

変更前の契約について

- 1 契約の目的 橋梁^{りょう}下部工事（西三里塚大清水線）2工区
- 2 契約金 152,894,500円
- 3 契約の相手方 千葉県成田市大清水214番地15
関東機工建設株式会社
代表取締役 小松茂生

議案第16号

市有財産の無償貸付けについて

下記のとおり財産を無償で貸し付ける。

令和6年8月30日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 目 的 川上小学校跡地利活用事業の用に供するため
- 2 所 在 地 成田市多良貝245番地308
- 3 無償貸付けの財産 調書のとおり
- 4 貸付けの相手方 東京都新宿区百人町一丁目22番19号
筒井ビル2、2階
株式会社ベスト
代表取締役 成 暲 哲
- 5 無償貸付けの期間 令和6年10月1日から令和17年3月31日まで

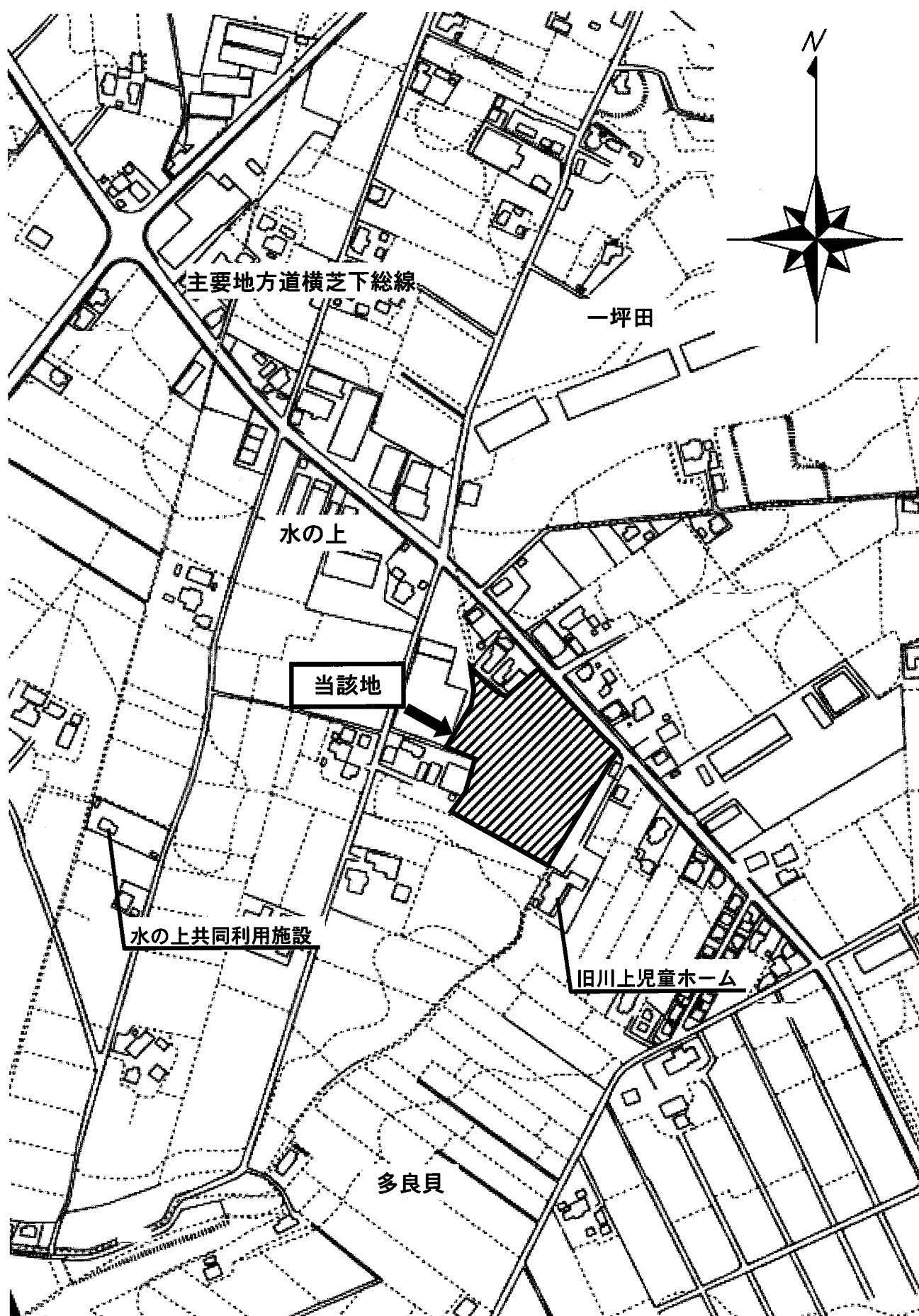
調書

建物

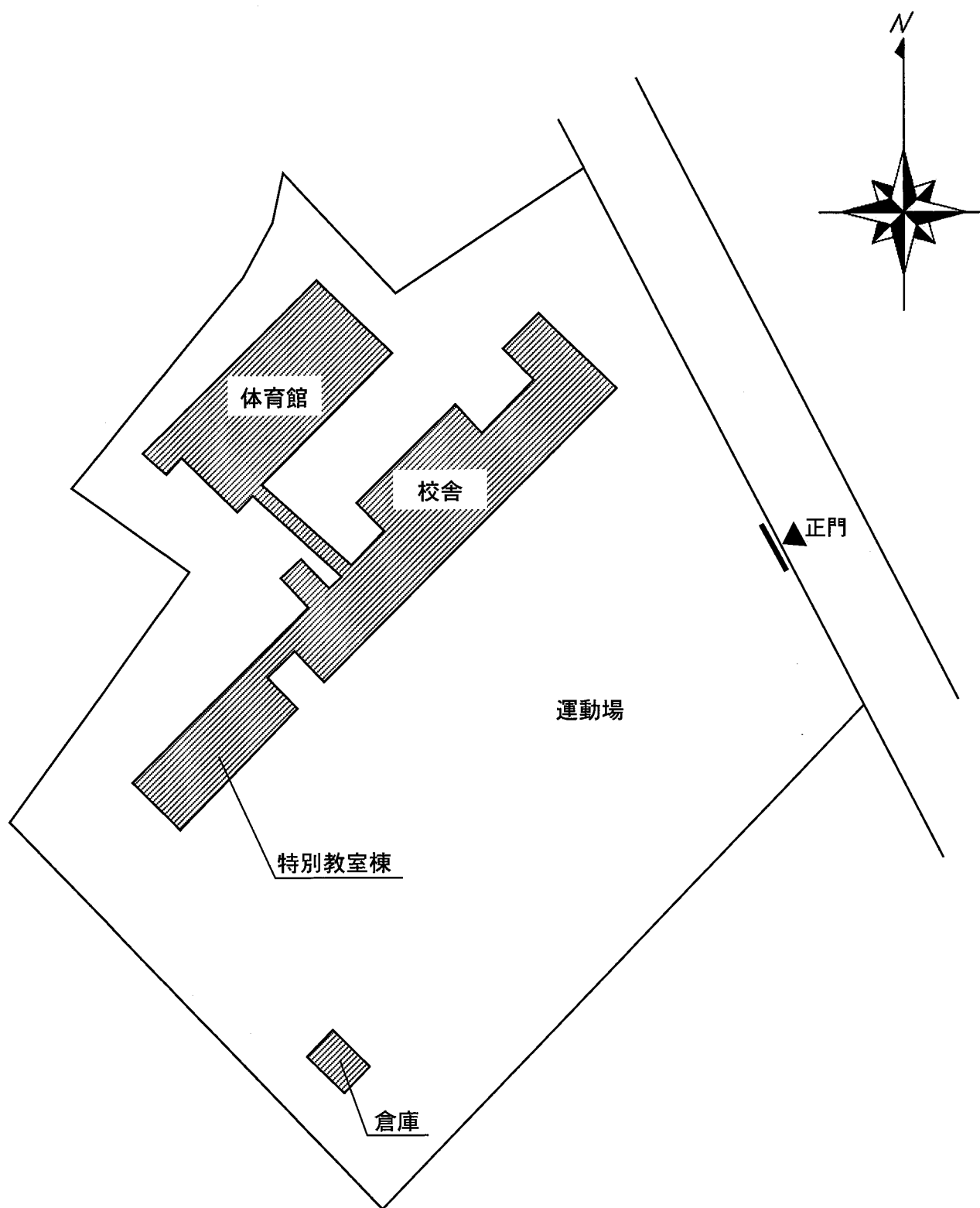
種別	構造等	延べ面積 (m ²)
校舎	鉄筋コンクリート造2階建	1,689.77
特別教室棟	鉄筋コンクリート造2階建	633.54
体育館	鉄筋コンクリート造2階建	781.32
倉庫	木造1階建	39.74
合 計		3,144.37

※上記物件には、敷地内の附帯施設及び附帯設備一式を含む。

位置図



配置図



凡 例	
	貸し付ける建物

議案第18号

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の一部改正に伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による関係地方公共団体との協議を行うに当たり、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和6年8月30日提出

成田市長 小 泉 一 成

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

千葉県後期高齢者医療広域連合規約（平成18年千葉県市指令第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。